

上天草市 定住支援助成金

転入前の
事前申込制

上天草市定住支援助成金は、本市外（天草市、苓北町、宇城市および宇土市を除く）からの定住を促進するため、移住者に対し、予算の範囲内において交付します。詳しくは「上天草市定住支援助成金交付要綱」をご確認いただくかお問合せ先までご連絡ください。



さらに加算

空き家バンク登録物件の場合



+ 10万円

15歳以下の子がいる場合



+ 3万円

+ 6万円

<重要>

- ◇ 転入日の3か月前から前日までに事前申込が必要です。
- ◇ 転入日の翌日から3か月以内に交付申請が必要です。
- ◇ 交付対象者は、要綱に定めた要件を満たしている必要があります。（*）

*対象とならない例

・世帯主および世帯員に天草市、苓北町、宇城市、宇土市からの転入者を含む場合。・世帯主および世帯員に転勤、就学その他一時的な転入者を含む場合。・世帯主および世帯員に公務員を含む場合。・転入先が3親等以内が所有する住宅の場合。・世帯主および世帯員に本市を転出してから5年以上経過していない転入者を含む場合。

助成金の種類

住宅取得助成金

新築または購入した住宅1物件につき10万円を交付します。

<対象者>

- ・転入日から起算して3か月以内に本市内に住宅を新築もしくは購入、または新築もしくは購入した日から起算して1年以内に転入した方。
- ・新築または購入した住宅の登記名義人であること。

◆ 空き家バンク登録物件取得加算助成金・・・住宅取得助成金の対象となる住宅が空き家バンク登録物件の場合10万円を加算します。

◆ 子育て世帯住宅取得加算助成金・・・交付対象者と同時に転入する子が中学3年生までの場合、1人につき3万円を加算（上限6万円）します。

引越し費用助成金

引越しに係る経費の2分の1に相当する額を、5万円を上限に交付します。

<対象者>

- ・本市に転入する際に引越し業者に荷物の搬送を依頼した方。

空き家バンク登録物件
取得加算助成金

+ 10万円

子育て世帯
住宅取得加算助成金

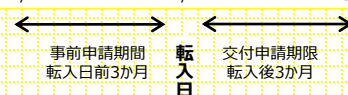
**+ 3万円/人
最大6万円**

**10万円
住宅取得助成金**

申請
スケジュール

○-3か月 △日 ○月△日 ○+3か月 △日

例 4/1 7/1 10/1



お問い合わせ

上天草市役所 企画政策部企画政策課地方創生係
TEL 0964-26-5539 (直通)

上天草に住もう

検索